

ひたちなか市公告第 183 号

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）計画に係る縦覧について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）計画を定めたので、同条第 7 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、関係書類を次の通り縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 7 日

ひたちなか市長 大 谷 明

1 縦覧に供する書類

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）計画書の写し

2 縦覧期間

令和 8 年 10 月 7 日（水）から同月 26 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧場所

ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号

ひたちなか市役所経済環境部農政課内（本庁舎 3 階）